

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年12月までの期間及び平成元年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から同年12月まで
② 平成元年7月から同年9月まで

昭和50年1月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を払い続けてきたので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても9か月と短期間であり、申立人は、昭和50年1月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①及び②前後のほとんどの期間の保険料を過年度納付することで未納期間の解消に努めていたことがうかがわれることから、納付意識の高かった申立人が申立期間①及び②についても保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年12月までの期間及び平成元年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から同年12月まで
② 平成元年7月から同年9月まで

昭和50年1月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を払い続けてきたので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても9か月と短期間であり、申立人は、昭和50年1月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①及び②前後のほとんどの期間の保険料を過年度納付することで未納期間の解消に努めていたことがうかがわれることから、納付意識の高かった申立人が申立期間①及び②についても保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年9月まで

私か夫が昭和61年2月にA市B区役所で転入の届出をした際に、私の国民年金の加入手続を行った。加入後、私は自宅に郵送されてきた納付書で国民年金保険料を2、3回さかのぼって近くの金融機関で納付したことを記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、かつ、申立人は、昭和59年1月から26年余りの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納しているなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和59年1月1日として61年1月28日にA市B区で払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、オンライン記録を見ると、申立期間直後の59年10月から60年3月までの保険料は61年12月4日に、60年4月から同年12月までの保険料は、62年2月5日にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、申立人は、保険料の未納が生じないように努めていたことがうかがわれる。このことから、前述のとおり、納付意識が高く、未納期間が生じることのないよう努めていた申立人が加入当時に納付可能であった申立期間についても過年度納付したと考へても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年3月まで
② 昭和52年4月から56年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで
④ 昭和57年4月から59年3月まで
⑤ 昭和59年4月から平成元年3月まで
⑥ 平成6年12月から8年3月まで

私は、昭和51年8月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、同年8月から55年7月までは同区役所で納付した。転居を何度か繰り返し、同年8月から59年1月までは同市C区役所で、同年2月からはD市においてE信用金庫で、平成6年12月からはF市役所で納付した覚えがある。また、昭和52年度から55年度までは申請免除とされているが、免除手続を行った覚えは無い。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人に聴取しても、当時の状況に係る記憶は曖昧^{あいまい}であるところ、D市の申立人の国民年金納付記録情報を見ると、昭和57年度及び58年度は申請免除と記載されていることが確認できることから、当該期間については、免除申請され、申請免除の承認を受けていたものと推認される。

2 申立期間①、②、③、⑤及び⑥について、申立人は、申立期間①の保険料はA市B区役所で納付していたとしているところ、当時、同市の保険料徴収

は、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が国民年金手帳に検認する納付書方式（規則検認）を採っていたとしていることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間①、②、③及び⑤の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についてよく覚えていないとしており、申立人の当該期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立期間①、③及び⑤については、国民年金被保険者台帳及びD市の申立人の国民年金納付記録情報を見ると、いずれも未納とされていることが確認できる上、申立期間②についても、同様に同台帳及び同市の記録共に申請免除とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間⑥については、申立人は、F市役所で何回か保険料を納付した記憶があるとしているところ、オンライン記録によると、平成6年11月25日にG市からF市に、同年11月28日に同市からA市H区に住所変更手続きが行われたことが確認できる。F市では、転入してきた国民年金被保険者に対する国民年金保険料の納付書の作成・送付について、転入月の月末在住の国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に納付書を作成・送付していたとしていることから、同市において、申立人に対して、納付書は作成・送付されておらず、同市役所で保険料は納付できなかったと考えられる上、申立人は、住民票を友人宅のA市H区に移したが実際は居住しておらず、妻と一緒にG市で居住していたとしており、H区において保険料を納付していなかったとしている。このことは、A市及びF市の申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄も共に未納となっていることとも符合している。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①、②、③、⑤及び⑥について、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は5万円、申立期間②及び③は28万円、申立期間④は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 25 日
② 平成 19 年 7 月 25 日
③ 平成 19 年 12 月 25 日
④ 平成 20 年 7 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間について、賞与に係る記録が無いことが分かった。

賞与明細書により、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①は5万円、申立期間②及び③は28万円、申立期間④は28万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間のうち、平成16年9月1日から18年4月1日までの期間及び同年5月1日から20年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額については、16年9月は13万4,000円、同年10月から17年8月までは14万2,000円、同年9月から18年1月までは13万4,000円、同年2月、同年3月及び同年5月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から同年12月までは13万4,000円、19年1月及び同年2月は15万円、同年3月は17万円、同年4月から20年3月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間③は28万円、申立期間④は27万9,000円、申立期間⑤は27万3,000円、申立期間⑥は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月から20年3月まで

- ② 平成16年 7 月10日
- ③ 平成17年 7 月10日
- ④ 平成18年 7 月10日
- ⑤ 平成18年12月11日
- ⑥ 平成19年 7 月10日

「ねんきん特別便」により、平成16年7月から20年3月までの期間の標準報酬月額（標準賞与額）が実際の支給額より低く記録されていることを知った。

しかし、賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額（標準賞与額）に基づく保険料より高い額を厚生年金保険料として控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成16年9月から18年3月までの期間及び同年5月から20年3月までの期間について、A事業所から提出された賃金台帳等により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成16年9月は13万4,000円、同年10月から17年8月までは14万2,000円、同年9月から18年1月までは13万4,000円、同年2月、同年3月及び同年5月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から同年12月までは13万4,000円、19年1月及び同年2月は15万円、同年3月は17万円、同年4月から20年3月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①のうち、平成16年9月から18年3月までの期間及び同年5月から20年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月について、A事業所から提出された賃金台帳で確認できる保険料控除額及び総支給額のそれぞれに見合う

標準報酬月額が、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成18年4月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③、④、⑤及び⑥について、A事業所から提出された賃金台帳等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人の賃金台帳等で確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間③は28万円、申立期間④は27万9,000円、申立期間⑤は27万3,000円、申立期間⑥は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所は、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、A事業所から提出された賃金台帳等で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を超えていないことが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年9月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立期間 : 昭和20年5月15日から同年9月17日まで

私は、A社に終戦まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社に係る資格喪失日が昭和20年5月15日となっており、申立期間の記録が無い。勤務を証明できる資料を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月7日から20年9月16日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人の、A社への入社時期、昭和20年5月の空襲被害、同年6月に異動辞令が出た際の出来事、事業所での業務内容、終戦後同社に解雇されるまでの経緯などの説明には具体性があるとともに、申立人から提出された「徴用解除証明書」の内容（申立人に係る資格喪失日が同年9月17日と記載されている。）と符合していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

ところで、A社の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、A社の場合、オンライン記録における資格喪失日（昭和20年5月15日）は、上記のとおり、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認

できないことから、当該焼失のきっかけとされたB空襲の翌日を資格喪失日として記録したものと考えられることから、オンライン記録における申立人の資格喪失日も、事実即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において継続勤務した事実、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和20年9月17日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、46万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成19年7月25日	平成19年12月25日
						標準賞与額	標準賞与額
4806			男	昭和46年生		51万 5,000円	56万 1,000円
4807			男	昭和45年生		44万 1,000円	
4808			女	昭和55年生		35万 2,000円	39万 円
4809			男	昭和39年生		46万 円	
4810			男	昭和48年生		27万 8,000円	28万 5,000円
4811			男	昭和57年生		24万 8,000円	28万 円
4812			男	昭和52年生		31万 5,000円	35万 1,000円
4813			女	昭和57年生		3万 円	24万 2,000円
4814			女	昭和58年生			25万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和42年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月5日まで

入社から退社まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、同社B支店から同社C支店に転勤となった際の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿(登録カード)及び在職証明書並びに雇用保険の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、労働者名簿により、申立人は、昭和42年2月19日付けでA社C支店への転勤辞令を受けて赴任したことが認められるところ、オンライン記録によると、転勤先の同社同支店は、同年9月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所であった記録が確認できない。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、昭和42年4月5日にA社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「昭和42年3月21日からC支店が適用事業所となった同年9月21日までの期間については、申立人は、当社本社に所属させる取扱いをしていたものと考えられる。」と回答していることから、申立期間については、

同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年4月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 4817

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、97万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日
申立期間の賞与額が実際の支給額と異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（平成16年下期分賞与）及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準賞与額（10万円）より高い賞与額（100万円）が支給され、97万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、97万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って10万円の標準賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が10万円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年9月及び9年9月は15万円、16年7月及び同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は24万1,000円、申立期間④は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤について、申立人の標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年9月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月及び同年6月は34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額の記録については、3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から18年6月まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月14日
⑤ 平成18年7月から20年8月まで
⑥ 平成18年7月14日

申立期間について、本人の了承も無く、減額された標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成8年9月、9年9月、16年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、8年9月及び9年9月は15万円、16年7月及び同年8月は34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年10月、6年2月、同年5月から同年9月までの期間、7年7月、8年1月から同年3月までの期間、同年10月から9年6月までの期間、同年10月、同年12月、10年2月、同年3月、同年5月、同年10月から11年12月までの期間、12年3月から13年4月までの期間、同年7月から16年6月までの期間及び同年9月から18年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年11月から6年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年10月から7年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、8年4月から同年8月までの期間、9年7月、同年8月、同年11月、10年1月、同年4月、同年6月から同年9月までの期間、12年1月、同年2月、13年5月及び同年6月については、申立人から給与明細書の提出は無く、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しており、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、A社の当時の人事担当者は、「社長の方針で、全社的に実際の給料の額よりも低く報酬月額を届け出ている。」と証言している。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は24万1,000円、申立

期間④は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、申立人の標準賞与額は、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は16万8,000円と記録され、申立期間④は標準賞与額に係る届出の記録が無く、いずれの機会にも社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤のうち、平成19年9月、同年12月、20年1月、同年3月、同年4月及び同年6月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤のうち、平成18年7月から19年8月までの期間、同年10月、同年11月、20年2月、同年5月、同年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間⑥について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年8月1日まで

私は、昭和17年4月1日にA社に入社後、59年3月31日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書、同社の回答、雇用保険の記録及び同社貯蓄組合の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「B支店は、昭和22年11月1日付けでC支店から分離設置された。」と回答しているところ、オンライン記録によると、同社B支店は、同日付けで厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、申立人と同じく同社C支店から同社B支店に異動した同僚は、同日付けで被保険者資格を喪失及び取得していることから、申立期間については、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和23年8月の記録及び同僚の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成17年12月1日から18年4月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。また、申立人の申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録については、申立期間②及び③は50万円、申立期間④は48万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月から18年3月まで
② 平成16年7月22日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月29日

申立期間①について、私の厚生年金保険の記録と私の給与明細書にある厚生年金保険料の控除額が一致しない。調査して適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②、③及び④に支給された賞与に対する標準賞与額が記録されていないため、正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成17年12月から18年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出て

おらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年7月から同年11月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（11万6,000円）を上回る20万円の標準報酬月額に見合う給与を支給されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は当該期間において、50万円の賞与を支給されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③は50万円、申立期間④は48万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立期間②、③及び④において、事業主から社会保険事務所に対して複数回の賞与支払額に係る届出を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、賞与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、同日に厚生年金保険の資格取得をしている。その時の標準報酬月額は同年労使決定給与額どおりの1万4,000円である。同年5月1日付けで同社B支店に配属となり、同日に同社同支店において資格取得した際の標準報酬月額が1万円となっており、間違っている。配属後は、会社の寮からの通勤費が増額となり給与の総支給額が増えた記憶があり、給与が減額になった記憶は無いので、正しい標準報酬月額（1万4,000円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「組合関係の資料により、昭和38年の高校卒業新入社員の給与額は1万4,000円であったことが確認でき、申立期間当時、支店配属後に降給させる社内規定も無かったことから、申立人の給与額は1万4,000円以上であったと思われる。」と回答しており、申立人と同日にA社B支店に配属となった複数の同僚も、「配属時に給与額の減額は無く、給与額は1万4,000円であった。」と回答している。

また、申立人と同日にA社に入社し、昭和38年6月1日に同社B支店に配属になり、同社同支店において資格取得している同僚11人の標準報酬月額は同社入社時（同年4月1日）の標準報酬月額と同額である。

さらに、申立期間当時、総務を担当していた同僚は、「申立事業所では、社

員の社会保険料を安くするために低い標準報酬月額を届け出るようなことは行っていない。当時の事務担当者が間違っただけだと思う。」と回答している。

加えて、総務を担当していた複数の同僚に申立期間当時の給与計算事務の流れを聴取したところ、「本社から、給与額、社会保険料等が記載された資料が送られ、その資料を基に賃金台帳を作成、給与明細書に転記した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（1万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年5月までの期間及び同年9月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から3年5月まで
② 平成3年9月から5年3月まで

平成2年6月から3年5月までの国民年金保険料は、海外に留学していた時期であったが、私か母親がA郵便局かB郵便局で納付書により納付し、同年9月から5年3月までの保険料は、私がA郵便局かB郵便局かC銀行D支店のいずれかで納付書で納付するか、口座振替で納付したと思う。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、自身か母親が国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録及びE市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国外に転出したことにより平成2年6月20日に国民年金被保険者資格をいったん喪失し、その後、3年9月21日に再度資格を取得したとされており、出入国記録においても、申立人は2年6月20日に海外に出国し、3年4月1日に海外から入国したことが確認できることから、申立期間①については、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の保険料については、自身が納付したとしているが、どこの金融機関で納付したのか、その納付は納付書によるものか口座振替によるものか定かでないとしているなど、保険料の納付方法についての記憶が曖昧である。

さらに、E市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が平成2年6月20日に国民年金被保険者資格を喪失した後に再度同資格を取得するための手続を行ったのは5年5月であり、この時に同資格を3年9月21日にさかのぼって取得していることが確認できるところ、同市の同名簿の記載内容に不自然な点は見られない上、この手続時点を基準とすると、申立期間②の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を年度遅れでさかのぼって納付した覚えは無いとしているなど、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年12月まで

国民年金に加入するように両親に勧められ、母親が国民年金加入手続きを行ってくれた。誕生日が*月ということもあり20歳になった平成5年*月から国民年金保険料の納付を開始したことに間違いはなく、保険料は学生時代は私か母親が納付し、卒業後は私が納付した。毎月現金で金融機関から納付期限に遅れることなく納付していたと思う。年度が変わると保険料が500円上がっていたような覚えもある。領収書は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初は、祖母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、自身が保険料納付を行っていたとしていたところ、聴取の過程で、加入手続きを行ったのは母親であり、申立期間の保険料納付についても、学生期間中(平成8年3月まで)は母親が納付していたかもしれないと証言が変遷しており、申立期間に係る記憶は明確ではなく、国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、母親は、申立人が20歳になったところに市から国民年金の加入案内が来たので、申立人の国民年金加入手続きを行ったと思うとしているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成9年10月ごろに初めて付番されており、基礎年金番号制度導入(同年1月)前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人に係る国民年金加入手続きが行われ、申立人が20歳になった5年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は申立期間のうち、同年4月から9年8月までの期間に

については、当時、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、加入手続時期を基準とすると、上記期間のうち、平成5年4月から7年8月までの期間は既に時効が成立していることから、さかのぼって保険料を納付することもできず、同年9月から9年8月までの期間については、過年度又は現年度保険料としてさかのぼって納付することは可能であったものの、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないとしていることから、これらの期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、平成9年9月から同年12月までの期間については、期限内に納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、11年10月に申立人に対し納付書が作成されていることが確認でき、この納付書は当該期間に係るものと考えられることから、当時、未納であったこととなる上、前述のとおり、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないとしていることから、同年10月に作成された納付書により保険料を納付したとも考え難い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月及び11年1月

私は、仕事を退職した時は、社会保険やお金に対してのことを親から厳しく言われたので、1回目に仕事を退職した後の期間と同様に、申立期間についても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を退職した際には国民年金に加入し、送付されてきた納付書により保険料の納付を行ってきたと思うとしているが、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期及び納付したとする金額についての記憶は明確ではなく、加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を3回喪失しており、このうち申立期間を除く平成10年8月及び14年8月の2回については、いずれも国民年金の加入手続が行われていたことが確認できるものの、申立期間については、加入手続が行われた形跡がうかがえない。このことから、申立期間はほかの退職後の期間とは異なり国民年金に未加入であり、納付書が発行されていなかった期間となることから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、住民票はA市から異動せずにB市に居住していた。両親から、「A市役所から20歳以上の者は学生でも年金に入らなければならないとの通知が送付されてきたので、同市役所でああなたの国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は、加入手続を行った時期、加入手続後において交付される年金手帳の受領時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得欄には、「3・4・1」、受付年月日欄には「5・4・1」と記載されているほか、「20才～H3.3まで学生 現在大学等の非常勤講師」と記載されていることが確認できる。このことから、申立人の国民年金加入手続は、平成5年4月1日に行われ、この加入手続に際し、資格取得日をさかのぼって大学を卒業した3年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも符合する。このため、申立期間当時、申立人は学生であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、両親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと

みられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から10年1月まで

私は、平成8年10月末に会社を退職した際、会社の担当者から厚生年金保険から国民年金へ切替手続きをするようアドバイスを受け、A市役所で国民年金の加入手続きを行った。加入後の申立期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書によりほとんどは同市役所の窓口で毎月納付し、保険料月額は1万2,000円台であったと記憶している。督促状が送付されてきて、保険料を納付したことはあるが、それが申立期間であったかどうかはよく覚えていない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市役所から送付されてきた納付書により、同市役所窓口でほとんど毎月納付していたが、督促状が送付されてきて、保険料を納付した記憶もあるとしているところ、申立人は申立期間のうち毎月納付したとする納付対象期間及び納付回数、督促状により納付したとする納付対象期間及び納付回数についての記憶が無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、前述のとおり、申立人は、申立期間の保険料をほとんど毎月納付していたとしていることから、申立人は申立期間の保険料を複数回で納付したとする主張であると思われるが、申立期間当時の保険料収納事務は、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られており、複数回にわたって記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず

ない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から58年9月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、親類から国民年金の加入を勧められ、20歳になった昭和55年*月ごろに父親が私の加入手続を行い、保険料も納付してくれたと思う。国民年金であったかどうか記憶は定かではなく、当時の資料も残っていないが、きちんと調べて申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続時期の記憶は無く、保険料納付は母親が行っていたとしており、その母親から聴取したところ、保険料の納付周期、納付金額等の納付状況の詳細については覚えておらず、保険料は夫の通帳から引かれていたことは覚えているとしているが、A市では、保険料の口座振替を開始したのは昭和62年4月からであるとしていることから、両親の申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において資格取得日を平成2年6月1日として同年7月19日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の資格記録及び申立人が所持する年金手帳の資格記録の記載内容とも符合し、これらの記録からは申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、この資格取得日を

基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は何度も転職経験があり、職に就くまでの期間は自ら国民年金の手続を行っていたと思っている。申立期間については、私にとって初めての退職後の期間であり、国民年金加入手続を行う前に国民年金保険料の請求が来て、納付した記憶がある。私の納付記録について社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、「国民年金の加入は 20 歳からなので、申立期間について納付いただいたことはないと思われる。」との回答であった。しかし、申立期間において私は 20 歳前であるが、所持している年金手帳には当該期間が国民年金加入期間とされている。国民年金の加入が 20 歳以上からと決まったのは平成 3 年 4 月からであり、私は、申立期間当時は社会人であったことから、社会人に対しては保険料の請求があるので、その請求に基づき納付したと思っている。自分自身きちんと納得するためにも調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した 18 歳の時に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続の時期、加入手続時の状況、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は曖昧である上、国民年金制度発足当初から、国民年金の加入は 20 歳からとされており、制度上、20 歳前は国民年金被保険者（申立人が加入したとする昭和 63 年度時点では「第 1 号被保険者」となる。）とはなり得ず、申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の

国民年金手帳記号番号は、平成5年4月1日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した4年10月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号が付番されている下段に「初めて被保険者となった日 平成4年10月1日」と記載されていることとも符合する。

さらに、申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄の「被保険者となった日」欄に「昭和63年9月1日」、「被保険者の種別」欄に「1号」、「被保険者でなくなった日」欄に「平成元年4月1日」と記載されていることをもって、この期間は国民年金に加入しており、保険料も納付したと主張しているが、申立人が20歳に到達したのは平成元年*月*日であり、申立期間は20歳到達前の期間である上、前述のとおり、同手帳の国民年金記号番号が付番されている下段には「初めて被保険者となった日 平成4年10月1日」と記載されていることから、同年金手帳の国民年金の記録(1)欄に記載されている申立期間の国民年金得喪記録は記載誤りと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月ごろに母親がA市B区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金手帳は、加入手続をした時に区役所窓口で受け取った。国民年金保険料は母親の分と一緒に毎月集金により納付し、年金手帳に検認印を押してもらっていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続時期は申立人が20歳になった昭和45年*月ごろか46年1月の成人式後か覚えておらず、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、保険料の納付時期、納付金額等も覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において資格取得日を昭和47年4月20日として同年3月31日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 1 月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は父親が納付してくれた。納付を証明するものは無いが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額、納付方法等について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月 6 日に A 市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって昭和 62 年 1 月 16 日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市の国民年金被保険者名簿の受付記録欄の受付年月日欄に「1. 5. 17」、及び受付書類名欄に「新規」と記載されていることとも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効となり、父親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成2年3月まで

申立期間当時、私は学生であった。私の父親が20歳から国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、「申立人の兄が学生であった時期にA市B区役所で国民年金加入について相談したところ、学生は任意加入対象者であると説明を受けたので、国民年金の加入手続は行わず、保険料も納付しなかった。申立人についてもその兄と同様に加入手続は行っておらず、保険料も納付していない。」としており、申立人の主張とは相違する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年6月28日にA市B区役所において払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年5月14日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日（同年5月14日）とも符合する。このため、申立人は申立期間においては学生であったとしていることから、申立期間は、任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期から当該期間をさかのぼって資格取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年8月まで

私の国民年金の記録は、ねんきん特別便によると、申立期間が年金未加入期間となっているが、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。加入後の国民年金保険料は、私が送付されてきた納付書によりその都度1万3,000円ぐらいを納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は、申立人の加入手続については全く覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、保険料の納付周期は覚えていないが、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書によりその都度1万3,000円ぐらいを納付したとして、A市では、申立期間の納付周期は3か月ごとであったとしており、3か月ごとの保険料額は、昭和52年度は6,600円、53年度は8,190円、54年度は9,900円であったことから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和54年5月23日にA市B区で払い出され、その資格取得日は同年9月6日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年9月6日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容と符合

する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年3月まで

私が20歳になった時、私も母親も国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、A市役所から毎年まとめて国民年金保険料の振込用紙が送られてきたので、この振込用紙で毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達後、自身も母親も国民年金加入手続を行った記憶が無いにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が送付されてきたとしているが、国民年金加入手続を行っていない者に対して納付書が作成・送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、A市役所から毎年まとめて送付されてきた納付書により、毎月、金融機関で納付したとしているところ、同市では、申立期間当時の保険料徴収は、3か月ごとの納付書方式（規則検認）を採っていたとしている上、申立期間の保険料の納付金額は覚えていない^{あいまい}としていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から、昭和61年4月ごろに行われ、その際に、厚生年金保険被保険者であった元夫と離婚した同年4月*日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日及び申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄に記載されている資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申

立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年12月まで

私は、ねんきん定期便で申立期間が未納とされていることを知った。会社退職（昭和49年9月）後、夫が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、加入手続時期の記憶は無く、会社で国民年金の加入手続を行ったとしているが、当時、国民年金の加入手続は住民票のある市町村役場で行うこととされている上、申立期間の保険料の納付周期、納付時期及び納付金額については全く覚えていないとしていることから、夫の申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月25日にA町で払い出され、任意加入被保険者としてその資格取得日は51年1月7日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての国民年金加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年1月7日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取

得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月11日から41年9月1日まで

私は、昭和41年8月末にA社を退職したが、同年11月ごろには夫が起業する予定の事業所で厚生年金保険に加入するつもりであった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月27日に支給決定されており、申立人による領収書も現存しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月及び同年5月における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年11月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年11月まで

私は、申立期間においてA社の代表取締役だったが、会社の税務や社会保険関係の事務は、会計事務所に任せていた。

申立期間における私の標準報酬月額は、8万円ないし9万2,000円と記録されているが、毎月32万円ぐらいの給与を受け取っていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月及び同年5月について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年6月14日付けで、同年4月までさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同年4月*日に解散しており、申立人は、「申立期間当時の社会保険関係の資料は無い。また、社会保険関係の事務一切は、会計事務所に任せており、何故、そのような標準報酬月額の引下げ処理がなされたのか自分では分からない。」と主張している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間において同社の代表取締役（事業主）であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社に勤務していたのは、私と妻の二人だけで、ほかに従業員はいなかった。」と述べているところ、当該申立人の妻

(商業登記簿上は監査役)は、「社会保険関係の事務を含めて会社の事務のことは、すべて夫が取り仕切っており、私は何も分からない。」と述べており、上記の平成6年6月14日付けの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関して、申立人の当該処理への関与がうかがえるとともに、社会保険事務所(当時)が、事業主であった申立人の同意を得ずに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

なお、上記の会計事務所は、既に廃業しており、申立期間当時の会計事務所経営者の妻は、「私は、会計事務所の仕事は何もしていなかった。経営者であった夫は既に死亡しており、当時の資料も保管していないので、何も分からない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年6月から7年11月までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額は、さかのぼって減額訂正されている状況はうかがえない。

また、申立人は、「毎月32万円ぐらいの給与を受け取っていた。」と主張するものの、上記のとおり、当時、事務を委託していたとされる会計事務所は既に廃業している上、会計事務所の経営者も既に死亡しており、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 7 年 11 月まで

私は、申立期間においてA社の監査役であり、夫が代表取締役だった。

申立期間における私の標準報酬月額は、8万円ないし9万2,000円と記録されているが、毎月30万円ぐらいの給与を受け取っていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成6年4月及び同年5月は、当初、30万円と記録されていたところ、同年6月14日付けで、同年4月までさかのぼって8万円に引き下げられており、その後、同年9月まで同額で継続し、同年10月以降は、定時決定により9万2,000円に変更されていることが確認できる。

しかし、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同年4月*日に解散しており、申立期間当時の同社の事業主である申立人の夫は、「申立期間当時の社会保険関係の資料は無い。また、社会保険関係の事務一切は、会計事務所に任せており、何故、そのような処理がなされたのかは分からない。」と回答している。

また、申立人及びその夫（事業主）は、いずれも「申立期間当時、A社に勤務していたのは、私たち夫婦の二人だけで、ほかに従業員はいなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、「毎月30万円ぐらいの給与を受け取っていた。」と主張しているものの、上記の会計事務所は、既に廃業しており、申立期間当時の会計事務所の経営者の妻は、「私は、会計事務所の仕事は何もしていなかった。経営者であった夫は既に死亡しており、当時の資料も保管していないので、何

も分からない。」と回答していることから、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月21日から36年2月27日まで

私は、昭和33年12月1日にA社の社員になり、36年2月26日に退職するまで同社で勤務していた。B台風の時、同社工場裏のクレーンが強風で動き出したので自宅が心配になり、帰宅したことを記憶している。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある社員が申立人を記憶していることから、退職した時期は特定できないものの、申立期間当ても申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該社員は、「当時、A社内では、正社員以外にも外注の下請の組に所属して働いている者がおり、申立人は、幾つかあった下請の組の親方の一人であった。」と証言している。

また、別の親方も、「申立人は、下請の組の親方であった。昭和33年12月ごろ、正社員になったと記憶しているが、親方の方が実入りが良いことから下請に戻った可能性はある。」と証言している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないものの、複数の社員が申立人の組に所属していたと記憶している者が二人おり、このうち一人が、「昭和35年6月ごろ、申立人の組に入り、申立人から給料をもらっていた。」と証言していることなどから、申立期間当時、申立人は、既に下請の親方であったことがうかがわれる。

加えて、A社は、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務期間及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月から18年8月まで

私は、平成17年7月にA社に入社し、当時から36万円の給与をもらっていたが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額(20万円)と異なっている。申立期間の標準報酬月額を給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立期間に係る給与額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、当該給与明細書及びA社から提出された賃金台帳によると、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月から36年6月まで

私は、運転手としてA社に入社した。同社の事務所は臨時的な建物で、駅の近くの神社境内にあったと思う。100人ぐらいの人が働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社臨時施設部に関する詳細な申立内容及び同僚の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「従業員台帳、社員名簿に申立人の記載は無く、申立期間当時に関する事務手続は不明である。」と回答しており、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、申立人は、自分の雇用形態を「季節労働」と述べているところ、A社において厚生年金保険の被保険者記録のある者は、「運転手は現場が変わるごとに、現場で雇い入れていた。」と証言している上、申立人が同職種であったとして名前（名字のみ）を挙げる同僚にも被保険者記録は確認できない。

さらに、A社臨時施設部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 4 日から 39 年 11 月 21 日まで
私は、申立期間当時、脱退手当金制度を承知しておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給記録に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の年金加入記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後にA共済組合員の資格を取得し、その後、約8年間同共済組合の組合員資格を取得しているものの、昭和48年1月1日の資格喪失日から約2か月後の同年3月に共済退職一時金の支給決定がされていることが確認できるが、当時は通算年金制度創設後であり、厚生年金保険と共済年金が通算されることから、厚生年金保険の脱退手当金を受給していたために、同一時金を受給した可能性も否定できない。

さらに、オンライン記録により連絡先の把握できた複数の女性の同僚が、「脱退手当金がもらえることはみんな知っていたから、周りの人はみんなもらっていた。もらおうと思ったら、会社が手続をしてくれた。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性も否定できない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 12 月に A 事業所に入社し、40 年 4 月 1 日に独立するまで勤務していたのに、3 か月の被保険者期間しかなく、納得できないので、申立期間について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の妻の証言から判断して、申立人は、期間は定かでないが、申立期間において A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所の当時の事業主は既に亡くなっており、事務担当者とも連絡が取れない上、同事業所の事業を継承した B 社は、「7 年前に販売権利を引き継いだばかりであり、当時の事情について分かる者はおらず、関係資料も保管していないため、何もお答えできない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時、大半の専売店は事業主の裁量で厚生年金保険に加入させていた所が多かったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間①については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 31 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、36 年 4 月以降、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで
私は、申立期間にA社で経理社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 20 日までの期間においてA社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の親会社とされるB社は、昭和 54 年 2 月 14 日に適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、当時の事業主は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、B社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、私自身も国民年金に入っていた。健康保険はC健康保険組合に加入していた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和 54 年 2 月 14 日）に被保険者資格を取得している者が 10 人確認できるところ、このうちの一人は、「B社新規適用時の被保険者 10 人のうち、事業主とA社からB社へ移っていた二人以外は、すべて元から同社の従業員であったことから、A社に所属していた者は厚生年金保険に入っていなかったのではないか。」と証言しており、申立人の記憶する当時のA社経理部長についても、申立人と同様にB社での厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 18 日から 9 年 1 月 6 日まで

A社での厚生年金保険の被保険者期間は平成 9 年 1 月 6 日からとなっているが、8 年 10 月から同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚が、「入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期は異なっている。」と証言している上、申立人が同期入社したとして名前を挙げた同僚も申立人と同じ平成 9 年 1 月 6 日にA社において被保険者資格を取得している記録が確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、平成 20 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、21 年 3 月 * 日に破産手続が終結している上、元事業主は死亡しているため、同社の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年5月まで

申立期間の標準報酬月額について、当時、A社の営業の責任者として支給されていた給料は20万円あり、日本年金機構の定期便の内容と異なるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和54年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料は現存せず、昔のことなので厚生年金保険の取扱いについて覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、元事業主及び複数の同僚が、「営業の給料は、歩合制で基本給プラス歩合給であった。」と証言しているところ、当時の経理担当者からは、申立人の標準報酬月額について具体的な証言が得られない上、申立人と同職種の同僚は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に係る記録が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 63 年 8 月に入社し、平成 6 年 4 月まで勤務していた。社会保険の保険料は全部会社が払ってくれた。会社は業績が良くて、従業員の負担分も払ってくれた。それなのに、2 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月しか厚生年金保険に加入していない。しっかりと調べて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の妻が、「平成 6 年 2 月に夫が亡くなった時、申立人は勤務していた。その後 2 か月ぐらいして退職した。10 年近く勤務していたように記憶している。」と証言していること、申立人から提出された平成 6 年 4 月分の出勤表及び給料支払明細書により、同年 3 月 21 日から同年 4 月 20 日まで同社に勤務していたことが確認できることから判断すると、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人から提出された平成 6 年 4 月分の給料支払明細書によると、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、当時の経理担当者であった元事業主の妻は、「当時の資料は現存せず、詳細は不明であるが、申立人が勤務していた期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたという確信は無い。申立人が主張する社会保険料を会社が全額負担することは、あり得ない。」と証言している。

さらに、事業主は死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚は、協力が得られない又は連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社のオンライン記録の申立期間①及び②において健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月9日から60年3月ごろまで

私は、昭和58年9月9日から60年3月ごろまでA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、最初は請負をしていたが、2か月から3か月後に社員になった。」と主張しているが、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人が同社の社員であったことを裏付ける証言が得られない。

また、A社は、昭和62年1月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る社員としての勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和60年4月5日に国民年金の被保険者となり、申立期間の国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和57年9月1日から60年4月2日までの期間において、被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月ごろから 40 年 3 月ごろまで

私は、昭和39年10月ごろにA社に入社し、40年3月ごろまで勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務内容を詳細に記憶しており、その内容が複数の同僚の証言内容と符合していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、当時の複数の同僚に照会したが、回答を得られた 16 人の中に、申立人のことを記憶している同僚はいない。

また、複数の同僚が、「A社には、半年から1年の試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、申立期間当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 43 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年7月まで

申立期間①については、A社で、申立期間②については、B社で勤務した。
有形の証拠となるものは、一切無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主の妻及び当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が、申立人を記憶していることから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「A社で、パート又はアルバイトで勤務していた。」と証言しているところ、当該同僚は、「申立人のことを覚えているが、雇用形態が正社員ではなかったので、厚生年金保険被保険者資格は取得していなかったと思う。」と証言しており、A社の事業主も、「申立期間当時、正社員ではない従業員は、厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が、申立人を記憶していることから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「B社では、社員全員が厚生年金保険被保険者資格を取得しているわけではなかった。」と証言しており、B社で被保険者記録があるほかの同僚も、「B社では、社員から申出が無いと厚生年金保険被保険者資

格を取得させていなかった。私も入社後しばらく取得していなかった。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる手続を励行していなかったことがうかがえる。

また、B社の事業主は、「申立人の申立期間に関する資料は一切残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該期間における保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月18日から58年9月1日まで
② 昭和58年10月17日から同年12月21日まで
③ 昭和59年1月12日から同年9月1日まで
④ 昭和59年9月1日から60年9月1日まで
⑤ 昭和60年9月24日から61年4月1日まで
⑥ 昭和61年9月25日から同年10月26日まで

私は、産休補充養護教諭として昭和57年10月18日からA学校に勤務し、その後、B学校、C学校、D学校及びE学校にも臨時的任用で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。それぞれの期間の辞令を保管しており、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された履歴書、F教育委員会の辞令及び同教育委員会から提出された履歴事項証明から、申立人は、申立期間①はA学校、申立期間④はD学校、申立期間⑤及び⑥はE学校に勤務していたことが認められる。

しかし、F教育委員会は、「公立学校の期限付任用職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）により、県立学校及び市町村立学校の期限付任用職員、臨時的任用職員、任期付職員及び再任用職員については、i) 昭和61年4月1日から厚生年金保険等社会保険の対象とすることとされ、申立期間①、④及び⑤については、取扱要綱の施行前であること、ii) 取扱要綱において、厚生年金保険被保険者の資格取得をする条件は、「任用期間が2か月を超え、かつ、1週間あたりの勤務時間が30時間以上

の者」と規定されているところ、申立期間⑥については、申立人の任用期間が2か月を超えないことから、申立期間①、④、⑤及び⑥については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、申立人は、申立期間④及び⑤において、国民年金の加入記録（全額免除）が確認できる。

さらに、F教育委員会が加入している公立学校共済組合G支部は、申立期間①、④、⑤及び⑥のいずれの期間についても、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

申立期間②及び③について、申立人から提出された履歴書、H教育委員会の辞令及び同教育委員会の回答から、申立人が、申立期間②はB学校、申立期間③はC学校に勤務していたことが認められる。

しかし、H教育委員会は、F教育委員会と同様に臨時的任用職員については、昭和61年3月31日以前は厚生年金保険の対象にしていなかったと回答している。

また、H教育委員会が加入している公立学校共済組合G支部は、申立期間②及び③のいずれの期間についても、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

さらに、申立期間③のうち、昭和59年4月から同年8月までの期間については、申立人は国民年金の被保険者（全額免除）であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から10年3月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成5年4月から10年3月までの期間について、年俸が450万円であり、交通費が月額2万円であったので給与額は39万5,000円であったと思う。

しかし、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額は、平成5年4月から6年9月までは30万円、同年10月から10年3月までは32万円となっており納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の年俸は450万円であり、交通費を加算した給与額は39万5,000円であった。」と主張しているところ、A社から提出された平成10年の年末調整表により、申立人の同社における同年の年俸は450万円であったことが確認できる。

しかし、当該年末調整表によると、当該年俸の内訳は、月額支払分は336万円、賞与支払分が114万円であることが確認できるとともに、A社から提出された平成8年から10年までの賞与支給額明細表によれば、申立人に賞与（8年から10年までの各年に114万円）の支給が確認できるところ、申立期間当時は、総報酬制導入前であり、制度上、賞与については年金給付額の算定の基礎とされていない期間であった。

また、A社から提出された平成10年1月から同年3月までの賃金台帳によれば、各月の給与額は31万2,260円（基本給28万円及び交通費3万2,260円）であったことが確認できる上、当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(32万円)は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、平成5年から7年までの健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書、及びB厚生年金基金の加入台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(5年4月の資格取得及び同年10月の定時決定は30万円、6年及び7年の定時決定は32万円)は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月24日から34年10月10日まで
ねんきん特別便を確認したところ、脱退手当金が支給された記録となっていることが分かったが、受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。